令和7年度 やた体験型農園利用契約書

(目的)

第1条 この契約書は真備地区まちづくり推進協議会連絡会(以下「甲」という)が管理する体験型農園において、利用者(以下「乙」という)が農作業の一部を行うことに関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象農園)

第2条 本契約の対象となる農園の位置及び面積は下記のとおりとする。

農園の位置	面積
倉敷市真備町箭田3244番1	2 9 0 m²
倉敷市真備町箭田3245番1	5 4 3 m²
倉敷市真備町箭田3246番1	2 9 7 m²

(農作業)

- 第3条 乙は、甲が対象農園において行う耕作に必要な農作業を行うことができる。
- 2 乙は、甲の定める作付計画に従って農作業を行う。
- 3 乙は、農作業の実施に関し甲の指示があった時は、これに従わなければならない。
- 4 農作業に必要な種苗、資材、農具等は甲が用意する。

(農産物の帰属)

第4条 対象農園における農産物は甲に帰属し、乙は対象農園で生産された農産物を購入する ことができる。

(利用料金)

第5条 対象農園の月額利用料金は下記のとおりとする。

区分	金額(月額)
一般	3,000円
平成30年7月豪雨災害被災者	1,000円

- 2 「平成30年7月豪雨災害被災者」とは、平成30年7月豪雨災害発災時に真備地区に在 住しており、自宅が床下以上の浸水被害を受け、り災証明の発行を受けた者とする。
- 3 乙は、甲の請求のあった日から30日以内に、1月分までの利用料金を一括して甲に支払 わなければならない。

(契約期間)

- 第6条 本契約の期間は、令和7年4月1日(または契約日)から令和8年1月31日までと する。
- 2 2月、3月は休園とする。
- 3 翌年以降の契約期間は4月1日から1月31日までとする。

(契約の解除)

- 第7条 次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。
- (1) 乙が契約の解除を申し出たとき (1カ月以上前に申し出すること)
- (2) 乙が契約に違反したとき
- (3) 乙が対象農園並びに他の利用者に迷惑を及ぼし、甲の指示に従わないとき

(利用料金の還付)

- 第8条 契約が解除されたときは、乙が既に納めた利用料金は還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、甲はその全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべきでない理由により、農作業が出来なくなったとき
 - (2) その他甲が相当な理由があると認めたとき

(施設、設備等の損傷等の届出)

第9条 乙が、施設、設備又は器具類を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、直ちに その旨を甲に届け出て、その指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責めに帰するべき事由により、施設、設備又は器具類を損傷し、若しくは 汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならな い。

(その他)

第11条 本契約に定めのない事項は、甲及び乙が協議して定める。

上記契約を証するため、甲及び乙が記名押印のうえ各々1通を保有する。

令和 年 月 日

(管理者) 甲 住所

氏名

(利用者) 乙 住所

氏名